

北海道告示第11481号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和3年12月 9日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
<p>地域公共交通感染拡大防止事業費補助金</p> <p>この補助金は、地域住民にとって最も身近な交通手段である乗合バス事業者およびタクシー事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため感染対策機器の導入等に対し支援することにより、乗合バス、タクシーの車両の安全性向上を図り、道民の安心・安全な移動を確保することを目的とし、機器の導入等に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する</p>	<p>(1)一般社団法人北海道バス協会、一般社団法人北海道ハイヤー協会、一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部</p> <p>(2)アからエまでの要件を全て満たす者</p> <p>ア 次に掲げる(イ)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(イ) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者であること</p> <p>(イ) 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客運送事業(福祉輸送事業限定事業者を除く。)を行う者であること</p> <p>イ 道内に事務所等を有する者</p> <p>ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為</p>	<p>(1)バス車両 空気清浄機(車載用)、空気清浄モニター、低濃度オゾン発生装置、運転席仕切りカーテン隔壁、車内抗菌処理(光触媒噴霧等)、熱感知カメラ、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知、その他感染症拡大防止対策設備の導入、クレジット決済機器、QR決済機器、交通系IC決済機器及びその他キャッシュレスシステムの導入に係る経費</p> <p>(2)タクシー車両 空気清浄機(車載用)、空気清浄モニター、低濃度オゾン発生装置、防菌シート・防護板、車内抗菌処理(光触媒噴霧等)、利用者に対し感染症対策への協力を求めるための周知その他感染症拡大防止対策設備の導入、クレジット決済機器、QR決済機器、交通系IC決済機器及びその他キャッシュレスシステムの導入に係る経費</p> <p>(3)補助金の交付事務のために必要な次の経費 人件費、報償費、旅費、需</p>	<p>(1)、(2)補助対象経費から道費補助金額以外の額を差し引いた額の2分の1以内</p> <p>(3)補助対象経費から道費補助金額以外の補助金等の額を差し引いた額の10分の10以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する書類</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>	<p>—</p>	

<p>の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当しない者</p> <p>エ 一般社団法人北海道バス協会、一般社団法人北海道ハイヤー協会、一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部、一般社団法人北海道貸切バス適正化センター及び一般財団法人北海道陸運協会が策定した「バス・タクシーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく感染防止の取組を実践している者</p>	<p>用費（消耗品費、燃料費、印刷製費）、役務費（通信運搬費、広告料各種手数料）、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費</p>						
---	--	--	--	--	--	--	--